

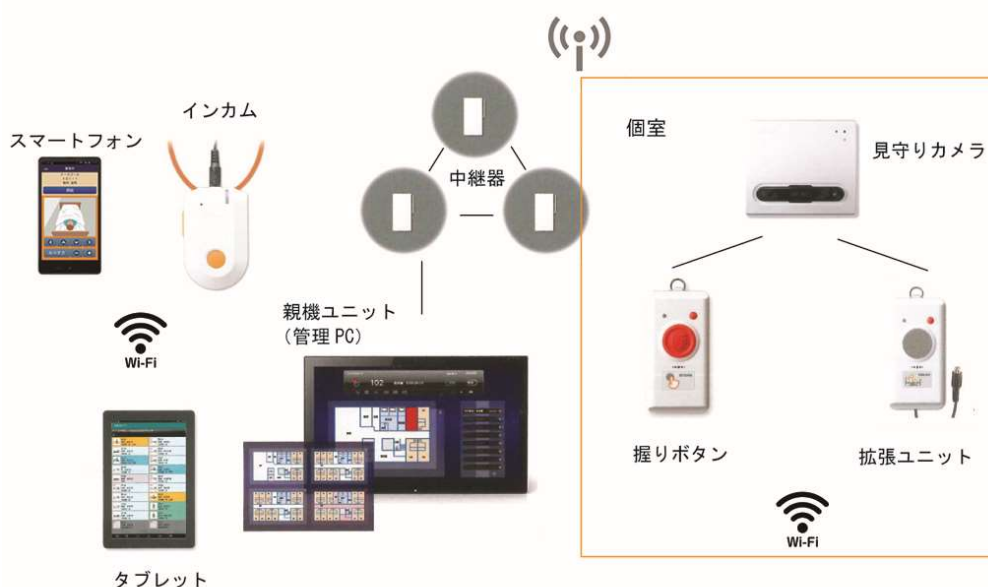
ナースコールシステム仕様書

本仕様書は、「ナースコールシステム」更新に伴い、社会福祉法人旭壽会特別養護老人ホームおしか清心苑が一般競争入札方式で導入する機器の仕様を定めるものである。

1 事業概要

見守り支援システム等を新たに導入したナースコールシステムへの更新を行うことにより、介護業務の負担軽減と、万が一のインシデント時においても迅速な対応が可能な介護体制を構築する。

2 システムイメージ



※調達機器は別紙「調達機器構成一覧」を参照

3 ナースコールシステム概要

有線でのナースコールシステムを廃止し、将来対応として多様な介護ロボットシステムとの連動ができる等最新型で拡張性の高いシステムを導入する。当該施設は原子力災害時の屋内退避施設として整備されており、非常用電源も確保されている。災害時には非常用電源を利用し苑内で一定範囲のナースコールシステムが利用可能な仕様とする。(家庭用 100V コンセント使用等)

4 ナースコールシステム基本構成機器等

① ナースコール親機

- 1) メインユニットと居室内各センサーとの通信は無線とすること。
- 2) ナースコール親機は、PCやタブレット等移動が可能なものとし、端末より入居者情報(名称など)が確認できるものとする。
- 3) 親機は、最低でも60部屋の情報が一元に確認でき、居室との音声通話が可能なものとする。
- 4) ナースコールシステムは停電時に施設内の非常用電源を利用できる仕様とすること。(コンセントの差替えを含む)

② ナースコールセンサー機器

- 1) 呼び出しボタンは、入居者の利便性を優先し無線タイプであり、複雑な操作なく呼出しする機能を有すること。
- 2) 呼び出しボタンに加え、センサーマット等を設置するための機器（別途手配）が接続できること。
- 3) ボタンが押せない入居者でも、一定時間動きが無い場合に通知する機能等特殊な呼出子機（別途手配）等が接続できること。
- 4) 浴室に設置できる防水機能を有する呼び出しボタン（別途手配）が接続できること。

③ 入居者見守り機器（見守りカメラ）

- 1) 入居者の居室内での様子をリモートで確認できる機能を有すること。
- 2) 少なくとも3日分の居室映像が保存でき、万が一のインシデント発生時に映像や音声をもとに検証が可能である事。
- 3) 入居者のプライバシーに配慮した仕様であること。
- 4) 機器の映像がリアルタイムでスマートフォンやタブレットで確認できる仕様であること。

④ スマートフォン

- 1) 入居者状態把握が容易に可能となる様に、適切な画面サイズであること。
- 2) アプリケーションの導入により、映像の確認や居室との音声通話、内線通話の機能を有することができること。
- 3) 導入後少なくとも5年間は修繕が可能であり、代替機種も含めて代替品の購入が可能であること。

⑤ インカム

- 1) Wi-Fi ネットワーク内であれば、苑内のどこからでも通信が可能であること。
- 2) スマートフォンとの連動が可能であること。
- 3) ナースコール着信時に部屋名の読み上げ機能があること。

5 工事概要

① ナースコールシステム機器設置、配線接続及び運用設定について

- 1) ナースコール親機及び各センサー機器の設置・接続・運用設定・試験・調整を行うこと。
- 2) 停電時を想定し、非常電源を使用した試験・調整を行うこと。（※非常用電源コンセントへの差替えによる試験）
- 3) 使用可能な配線がある場合は既設の配線を流用すること。工事中に配線劣化や配線数不足等で既設の配線が流用できないことが発覚した場合は施工者側でメーカーの推奨する新規配線ケーブルで入替をすること。
- 4) ナースコール親機側でナースコール連動するスマートフォン、インカムの運用設定・試験・調整を行うこと。
- 5) 既設ナースコール機器一式の撤去作業・廃棄を行うこと。

② 工事における留意点について

- 1) 施工は、熟練した技術者等が行い、機器等の機能を十分に発揮できるよう誠実にを行うこと。
- 2) 施工する際は、施設側と十分な打合せを行い、工程管理に万全を期すこと。
- 3) 既設設備からの切替に伴う機能停止は、最小時間となるように配慮すること。想定外の事象などでどうしても機能停止が長時間必要な場合は事前に施設の了承を得ることを条件に、できるだけ短時間となるよう考慮すること。

- 4) 塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないよう施工すること。その他詳細については、施設の承諾を得ること。
- 5) 各ケーブルには、行き先・線種を明示するものとする。また、他の配線との誘導障害についても十分に考慮すること。
- 6) 設備等の単体調整完了後、総合試験を行い、現地試験成績書を提出すること。
- 7) 機器設置・調整・切替にあたっては、施設の業務に極力支障を与えないよう努めること。
- 8) すべての工事が完了した後は、速やかに完成図書1式を作成し甲に提出すること。完成図書とは「完成図面もしくは相当するシステム構成図」、「機器完成図」、「現地試験成績書」等とする。

③ 電源確保について

- 1) ナースコール切替工事における電源ケーブルの新規敷設工事が必要な場合、発注者と相談の上、受注業者側で行うこと。
- 2) 新規電源が必要な場合については既存の源分電盤の空きブレーカー箇所を使うものとする。
- 3) 新規電源確保が必要な場合について該当の電源分電盤に空きブレーカーがない場合は他のユニットもしくは他のフロアの空きブレーカーから電源を確保して対応すること。

④ 居室機器の取替工事について

- 1) 取付及び設定方法等はメーカー仕様書及び工事説明書に順ずること。
- 2) 居室内でのベッド移動等は担当職員の指示に従うこと。
- 3) 作業時、ベッド周辺に点滴のチューブや医療用酸素等がある場合、特に注意を払い、担当職員の指示に従うこと。
- 4) 取替終了後は付近の掃除及びベッド、荷物等の復旧を行うこと。
- 5) 機器の動作確認及び試験は各部屋の取替工事終了後に、部屋ごとにその都度実施すること。
- 6) 以下の動作に異常ないことを確認してから次の作業場所へ移動すること。
 1. ナースコール呼出
 2. 通話（送話・受話の音量、音質、ノイズの有無）
 3. 親機での部屋番号、ベッド番号の表示
 4. スマートフォン端末（内線&ナースコール連動）での着信（表示・送受話・鳴動）
 5. 外観の点検（機器の傾き、汚れ等）

⑤ 共用部機器の取替工事について

- 1) トイレ・浴室等の既存の機器を撤去し、新しい機器の取付けを行うこと。
- 2) 作業時間帯は施設職員の指示に従い、使用していない時間帯及び使用の少ない時間帯に行うこと。
- 3) 取付け方法等は居室機器と同様に行う。居室機器と同じように都度動作試験を行うこと。
- 4) 共用部機器の試験項目については居室機器と同様に行う。

⑥ 引き渡し後の保守・障害対応・撤去機器の処分について

- 1) 稼働開始後1年間以内に生じた故障で、設計、製造の不良によるものと認められる場合、無償にて修理及び取替を請負者が行うこと。
- 2) 取替工事に発生した予期できない追加工事については、双方にて十分に協議し対応すること。